

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市産業建設部区画整理室 裾野駅西地区整備事務所

〒410-1118 裾野市佐野1068番の2 TEL 055-994-1274 FAX055-994-1279 <http://www.city.susono.shizuoka.jp/>

いずみ大橋西側交差点北に 仮設店舗を建設します。

仮駐車場として利用してきた市管理地等を利用し、平成21年11月より仮設店舗の建設工事に着手し、翌年2月初旬までの完成を予定しています。



【仮設店舗とは】

この仮設店舗は、土地区画整理事業の施行による移転の際に、建物を自ら所有し営業をされている方の建物の移転で、中断期間が発生する移転工法が選定された場合に、その地権者の方が中断期間中に仮営業するためのものです。

市の建設する仮設店舗は、仮営業所補償の選択肢の一つとし、事前に準備するものであり、個々の希望する場所、建物広さ等に対応するものではありません。

Q&A

【Q 移転工法って何?】

A 建物を移転させる方法を「移転工法」といい、移転工法には、
● 除却工法 ● 改造工法 ● 曳家工法 ● 再築工法 ● 復元工法
の5種類があり、必要に応じて2以上の工法を併用する場合もあります。



【Q 移転工法はどうやって選ぶの?】

建物を移転させる工法を選定するため、次の条件を検討します。
● 移転先である仮換地の面積、形状等の状況。
● 従前の土地から、仮換地までの距離、高低差、障害物の有無等。

- 建物の形態、構造、用途等。
- 建築基準法等の法的な制限。
- 工法により算定した補償費の経済比較。

※補償費を算定するための移転工法は、市が認定します。
※実際に移転する際には、建物所有者が工法を選択し、工事を実施していただきます。

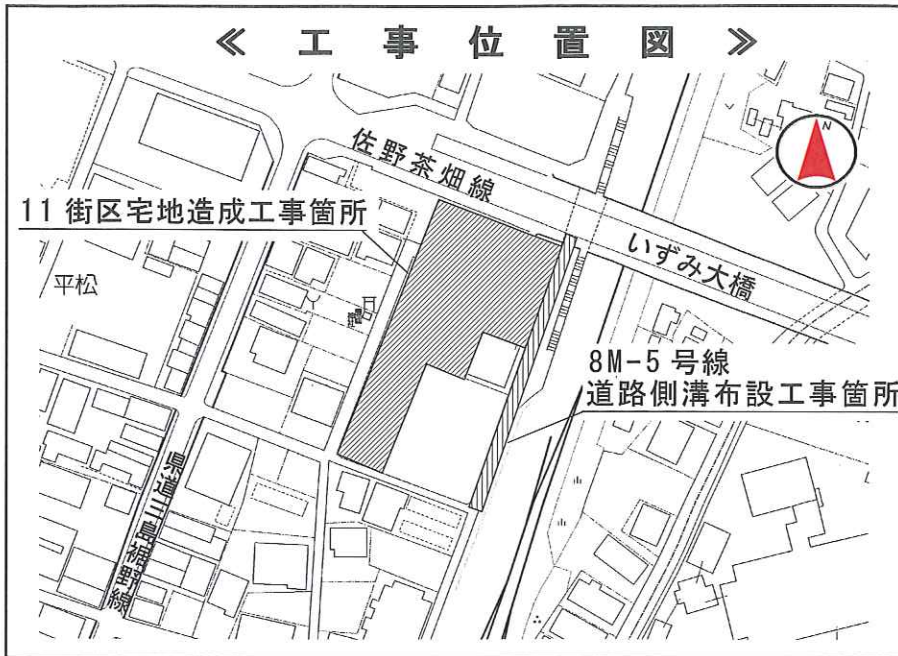


裾野駅西地区整備事務所では、当事業について、随時相談業務を行っております。不明な点につきましては、お気軽に区画整理室までお問い合わせ下さい。

8M-5号線道路側溝布設工事等を施工しています。

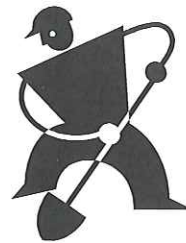
現在、8M-5号線道路側溝布設工事、11街区宅地造成工事、(準)三間堀川河川改修工事並びに18街区宅地擁壁築造工事に着手しています。

皆様にはご迷惑をお掛けしておりますが、引き続きご理解・ご協力をお願いします。



【8M-5号線道路側溝布設工事】
平成21年9月より工事に着手し、工期は12月10日までの予定ですが、工事はほぼ完了しております。

【11街区宅地造成工事】
平成21年11月より工事に着手し、工期は来年2月18日までの予定です。



【(準)三間堀川河川改修工事】
平成21年7月より工事に着手し、工期は11月20日までの予定ですが、工事はほぼ完了しております。

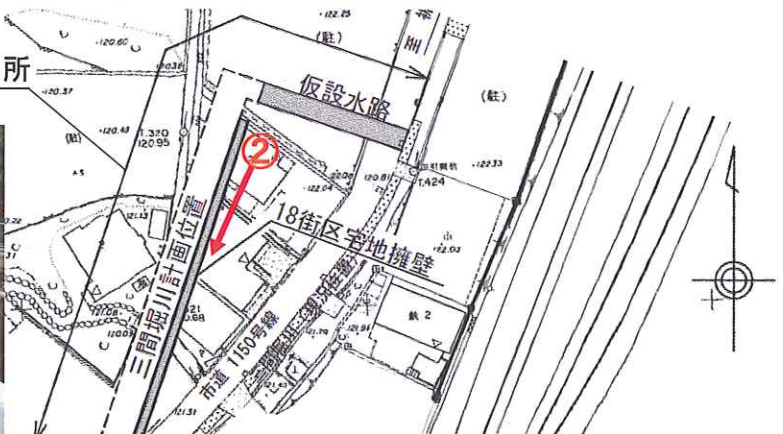
【(1)画像】
平成21年9月より工事に着手し、工期は来年1月20日までの予定です。現在の工事進捗率は約20%になります。

【18街区宅地擁壁築造工事】
平成21年9月より工事に着手し、工期は来年1月20日までの予定です。現在の工事進捗率は約20%になります。

【(2)画像】
平成21年9月より工事に着手し、工期は来年1月20日までの予定です。現在の工事進捗率は約20%になります。

「工事位置図及び写真」

18街区宅地擁壁築造工事箇所



(準)三間堀川河川改修工事箇所

